

平成29年10月から、滋賀行政評価事務所は 「滋賀行政監視行政相談センター」に変わりました。

～センターへの改称に伴う所在地や連絡先の変更はありません～

現地の拠点として、行政に関する情報収集・情報発信、行政相談を通じて、行政の改善を推進します。

行政監視行政相談センターの役割

行政相談

- 行政相談委員と連携し、行政相談機能の一層の充実・強化に取り組めます。
- また、行政相談委員とともに都道府県・市町村を訪問し、国の行政に関するご意見を伺うなど、地方自治体との連携強化に取り組めます。

情報収集・情報発信

- 現地の拠点として、必要な情報発信を行います。
- 地域の関係者との日頃の意見交換、情報共有などを一層図ることにより、行政上の課題の把握・分析に取り組んでまいります。

上記のほか、これまで行政評価事務所で行ってきた下記の業務を行います。

- ◇ 情報公開・個人情報保護総合案内所
- ◇ 政策評価情報の所在窓口

なお、行政評価局調査に関する業務は、近畿管区行政評価局において行います。